基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

支援の必要な人を早期に発見･把握し、支援を必要とする人が必要なサービスを適切に受けられるよう公的サービスによる総合的･包括的な支援とともに、身近な地域における相談支援体制を含めた重層的な支援体制の構築を行います。

(1) 包括的・総合的な相談支援体制の充実

社会的孤立、社会的排除の状態や制度の狭間にあって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援につなげるために地域や専門機関によるネットワークを構築することで、包括的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【現状と課題】

○　尼崎市は生活保護率が全国的にみても高く、近隣他都市に比べ単身世帯が多いなど、福祉ニーズの高い市民が多いと考えられます。また、福祉にとどまらず雇用、子育て、住宅など多様化･複合化した課題を抱えた人が地域には潜在し、その中には社会的孤立状態にあるなどにより、支援に結びつかない市民も少なからず存在していると考えられます。

○　平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口「しごと･くらしサポートセンター尼崎」を設置し、将来にわたり経済的な困窮状態や社会的な孤立状態に陥らないよう、課題が深刻化、複雑化する前のできるだけ早い段階で課題を抱えた市民を把握し、就労支援、子どもの学習支援などをはじめとした包括的、総合的な支援に取り組んでいます。しかし、相談支援件数等の増加で、相談者一人ひとりに寄り添った支援を行うための体制の充実が課題となっています。

○　子どもの教育に関する悩みや子育てに不安を感じる保護者の割合が高い中、子どもや子育て家庭の身近な相談や困難を抱える子どもの専門的な相談に対応し、適切な支援を行い、必要に応じて、より専門的な支援機関につなぐまでワンストップで対応する総合的な相談窓口の設置が求められています。

○　民生児童委員は、従来から地域の身近な相談窓口として重要な役割を果たしています。一方で、地域住民の多様化･複雑化した相談対応が増加し、負担が増大していることから、民生児童委員への支援が課題となっています。

○　市社会福祉協議会においても、地域福祉活動専門員の活動が周知される中で地域住民や関係機関からの個別相談対応件数が増加しており、その活動の支援が課題となっています。

○　様々な専門機関において、「対応できる制度がない」「一つの機関では支援できない」「支援の糸口が見つからない」といったケースに直面することも多く、支援の長期化から専門機関の負担の増加につながることもあります。

○　平成29年度中に設置する2カ所の（仮称）保健福祉センターでは、分野別の窓口を再編し、保健･福祉職員を一体的に配置して、保健福祉総合相談窓口の開設を予定しています。この窓口では多様化･複雑化する課題を的確に把握、受け止め、関係機関とも連携し適切な支援につなげることが求められています。

【これからの取り組み・方向性】

○　市政出前講座やホームページなどを通じて各相談窓口について広く周知します。

○　「しごと･くらしサポートセンター尼崎」の体制の充実と、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組むことで民生児童委員、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援します。

○　民生児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、ハローワークなどの各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組みます。

○　課題を抱えた市民と接する機会の多い市の各福祉窓口に加え、税や保険料などの窓口を中心に、市民のSOSに気づき、支援につなげるための研修の充実を図り、市職員一人ひとりがワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組みます。

○　相談者の意欲、能力に応じ、ハローワークなどの関係機関と連携した早期の就労支援のほか、地域の様々な活動やボランティア・職業体験、支援付きの就労訓練などを通じて、自らの社会への帰属意識と自己有用感を高める、段階的な就労支援に取り組みます。

○　家庭環境や生活環境の影響により、学習や就労訓練の機会を十分得られずに、その結果、成長しても経済的困窮状態におちいるといった親から子への「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進めます。

○　福祉の専門的な支援に加え、多重債務、消費者被害、虐待などに対応した法的支援など、様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進めます。

○　今後設置予定の子どもの育ちに係る支援センターでは、子どもや子育て家庭の身近な相談から専門的な相談まで幅広い範囲の総合相談や、様々な困難や課題を有する子どもに対し、子どもの成長段階に応じた切れ目ない支援を総合的かつ継続的に行うため、子どもの育成に関する支援の拠点として取り組みを進めます。

○　専門機関における支援終結後も、地域のつながりの中でその人らしく暮らしていけるよう、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域で支え合いにつなぎます。

Pickup
包括的・総合的な相談支援

◇　しごと・くらしサポートセンター尼崎

経済的な問題だけではなく、健康上の課題や社会的孤立など様々な課題を抱え、仕事探しや暮らしにお困りの方、そのご家族などからのご相談を相談支援員が丁寧にお聞きします。

その上で、相談内容に応じて関係機関等を紹介するだけでなく、課題の解決に向けて継続的な支援が必要な方については、支援の申し込みを受けて支援計画を策定し、就労支援や住居確保給付金の支給などを行います。

しごと・くらしサポートセンターのパンフレット（平成28年4月版）

市の窓口職員向けの手引き
（平成28年4月版）

Pickup
新たな協働の取り組み

◇ 生活困窮者自立支援制度における推進体制

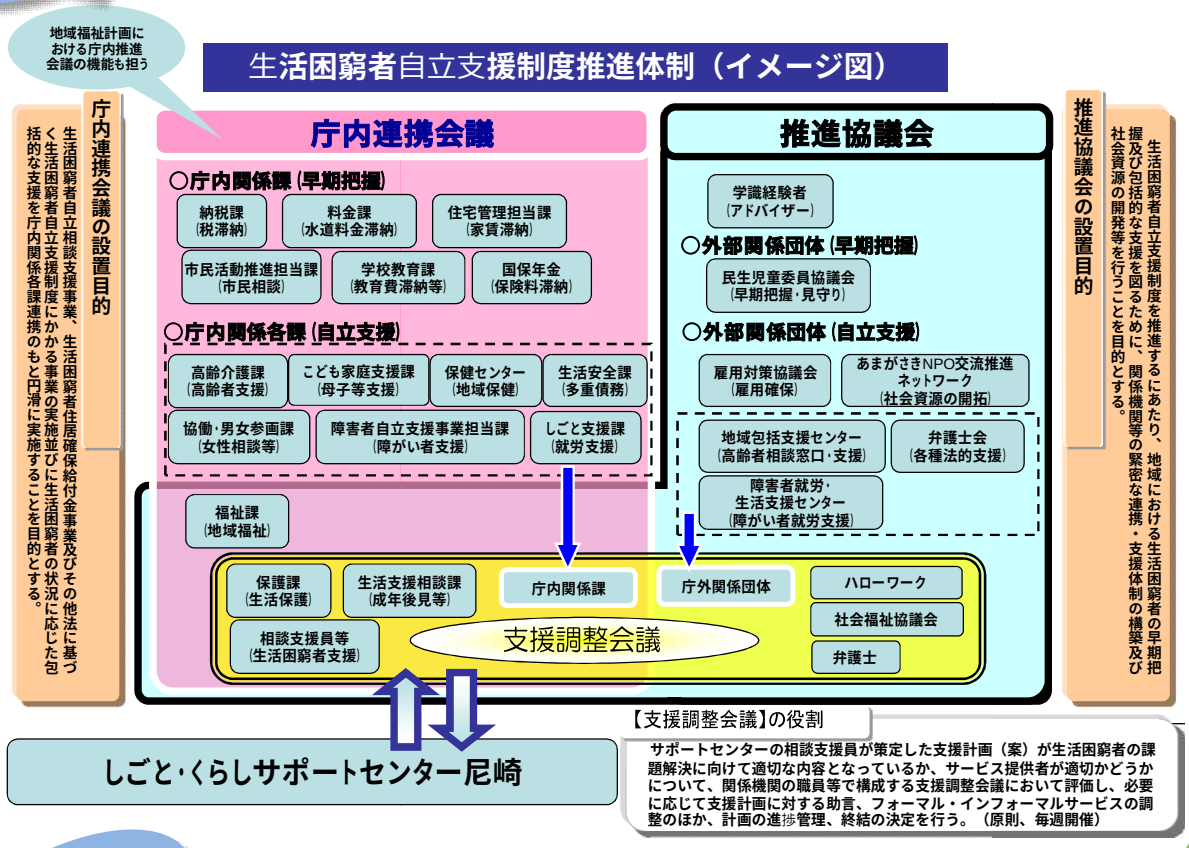

【支援調整会議】の役割

サポートセンターの相談支援員が策定した支援計画（案）が生活困窮者の課題解決に向けて適切な内容となっているか、サービス提供者が適切かどうかについて、関係機関の職員等で構成する支援調整会議において評価し、必要に応じて支援計画に対する助言、フォーマル・インフォーマルサービスの調整のほか、計画の進捗管理、終結の決定を行う。（原則、毎週開催）

Pickup
当事者に寄り添う就労支援

◇ 相談者の意欲・能力に応じた就労支援の取り組み ～事業所が取り組む就労訓練事業～

就労訓練事業は、事業者が自治体からの認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するものです。

引きこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなどですぐには一般就労（※）に従事することが難しくても、短い時間であったり、支援や配慮があれば働くことができる人は大勢います。

誰もが支え合う社会を目指して創設されたこの制度は、事業所が生活困窮者の状況に応じた支援付きの働く場を提供し、本人の状況に合わせてステップアップさせながら、最終的には一般就労につなげることを目標としています。

事業者の協力により、生活困窮者自身の社会参加や自立にもつながることが期待されます。また、事業者にとっても、貴重な人材を発掘するチャンスとなります。

※企業や事務所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること

尼崎市認定就労訓練事業所
企業組合はんしんワーカーズコープにおける就労風景

(2) 権利擁護の推進

誰もが、その人らしい地域生活を安心して営めるよう、虐待、ＤＶ被害等の防止とともに早期発見、早期対応を行うほか、様々な差別解消に向けた取り組みを進めます。

【現状と課題】

○ 認知症等による判断能力の十分でない人、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の相談件数の増加など、権利擁護の必要性がより一層高まっています。

○ 平成 26 年度に開設した「成年後見等支援センター」では、市民後見人の養成から相談の受付、方針の検討、後見の申立、後見監督など一体的な支援を行っていますが、今後も高まる利用ニーズ等に対応していくため、量的・質的な対応力の向上や関係機関・団体との一層の連携等、相談窓口の機能充実が必要とされています。

○ また、後見には至らないが、金銭管理等に支援の必要な人も増加しており、市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業による対応が必要になりますが、体制が十分でないことからすぐには利用できない状況にあります。

○ 市は様々な差別解消に向けて啓発等に取り組んでいます。こうした中で、平成 28 年 4 月に「合理的配慮の不提供」の禁止などが定められた「障害者差別解消法」が施行されました。この法律に基づき、現在、障がい者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取り組みを行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会（以下「協議会」という。）の設置に向けた検討が進められています。

○ また、法の施行に合わせて「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年8月実施）を定め、市職員一人ひとりが差別解消に向けて取り組んでいます。

【これからの取り組み・方向性】

○ 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待や DV 被害の防止・早期発見に向け、広く市民に対して虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに、各分野別の相談窓口とも連携を深め、市民等から通報があった場合については、関係機関をはじめ必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努めます。

○ 2 カ所の（仮称）保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と、成年後見等支援センターが密接に連携し権利擁護に取り組むために、一体的な設置を進めます。

○ 市社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助事業を推進することにより、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進めます。

○ 権利擁護にかかる様々な関係機関が連携するネットワークの強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進めます。

○ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みについて、広報・啓発を図るとともに、今後設置される協議会において、障がい者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取り組みに努めます。

○ 市職員に対して虐待や DV 防止、差別解消に向けた研修等に取り組みます。

Pickup
権利擁護の取り組み

◇　成年後見等支援センター

成年後見を中心とした権利擁護に関する相談をお聞きし、関係機関と協力しながら、支援を行います。市役所内に設置し、運営を市社会福祉協議会が行っています。

（その他の主な業務は次のとおり）

● 権利擁護相談会
月に 1～2 回、地域で相談会を催し、法律と福祉の専門家が一緒に話をお聞きしています。

● 市民後見人の養成・支援
市内在住などの人に、後見人に必要な知識などを学んだ上で登録していただきます。その人が家庭裁判所から選任を受けて市民後見人として活動される場合は、市や市社会福祉協議会などがそのサポート・監督をします。

● 成年後見などに関する広報啓発
成年後見に関する講習会の講師派遣などを行います。

● 福祉サービス利用援助事業（市社会福祉協議会が兵庫県社会福祉協議会から受託）
成年後見制度の利用には至らないが判断能力に不安のある方へ福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理等の支援を行います。

(3) 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進

課題を抱えた市民が地域社会で自立し、安心して暮らし続けるとともに、主体的に地域社会に参画するために、適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進に努めます。

【現状と課題】

○ 課題を抱えた市民が地域社会で暮らしていくためには、質、量ともに適切な福祉サービスを提供することが必要です。そのため、高齢者、障がい者、子どもなどに関する各分野別計画において、それぞれの福祉サービスの基盤整備が進められています。

○ また、関係各課が連携し、福祉事業者に対し、法令などに基づいた定期的な指導監査等を行うとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上に努めています。

○ 課題を抱えた市民の中には、情報を取得したり、利用したりすることが難しい人もいます。そのため、適切な福祉サービスに関する情報を容易に取得し、利用できる仕組みが必要です。この仕組みづくりに際しては、世代等によって情報の入手方法が異なることも考慮し、適切な仕組みづくりが求められています。

○ 関係機関が連携、協働して福祉サービスを適切に提供するためには、必要に応じて個人情報を共有することが必要になります。関係機関がもつ様々な情報を共有することで、課題を抱えた方の早期発見につながるだけでなく、様々な支援につながることでの早期解決も期待できます。しかし、アンケート結果にもあらわれているように、民生児童委員、福祉事業者が他機関等と連携する際には、個人情報の取り扱いが課題となっています。

○ 課題を抱えた人が必要な情報を取得し、福祉サービスを利用することは地域社会で自立し、安心して暮らすために必要なだけでなく、主体的な地域社会への参画にもつながります。

【これからの取り組み・方向性】

○ 引き続き、関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図ります。

○ 障がいのある市民や外国人市民などで意思疎通に課題を抱える市民に対し、市報や市のホームページに加えソーシャル･ネットワーキング･サービス（SNS）などの様々な媒体を通じて、必要な情報を取得するための制度等の情報提供に努めます。

○ 障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組みます。

○ 個人の課題解決や地域が抱える課題を共有し、解決策を検討するために、行政がもつ様々な情報を、「尼崎市個人情報保護条例」等の規定に基づく適正な取り扱いのもと、必要に応じて本人等の同意を得ながら、地域の関係者や団体、専門機関間で共有する方法について検討します。

○ 将来的な取り組みとして、見守りや支え合いを支援するためにICT（情報通信技術）を活用して、個人情報を含めた様々な情報を集約、関係機関間で共有し、医療･介護･介護予防･生活支援･住まい･防犯･防災に係るサービスを一体的に提供する仕組みについても検討を進めます。

Pickup
情報利用の推進

◇　手話通訳及び要約筆記者の派遣

聴覚及び音声または言語機能障がい者が、公的機関・医療機関へ行く等、社会生活上外出することが不可欠な場合に、付き添いする方がおらず、円滑な意思の疎通を図る上で支障がある場合に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

（市民福祉のつどいでの手話通訳者及び要約筆記者の活躍）

要約筆記者がパソコンに入力した文字がプロジェクターによって、スクリーンに映しだされます。

Pickup
情報利用の推進

◇　尼崎市聴力障害者福祉協会の取り組み
～コミュニケーションバリアを無くす取り組み～

尼崎市聴力障害者福祉協会では、通訳者を増やすことを目的として取り組みを進めてきましたが、その活動の中で、聴覚障がい者自身がコミュニケーションに障がいを感じることを減らす必要があると考え、障がいのない人に対する啓発活動の一環としてコミュニケーションサポート講座も開催しています。

この講座では特別な方法ではなく普段の身振りや筆記用具を使ったり、話し方の配慮またスマートフォンのアプリを使っての会話ができることなど、少しの工夫で十分にコミュニケーションがとれることを伝えています。

こうした取り組みにより、障がいのある人とそうでない人の間での理解が進み、さらに深いコミュニケーションをとりたいと考える人が、手話や要約筆記を学ぶことにつながることが期待できます。

(4) 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

災害時に地域で支え合う仕組みづくりに向けて、平常時から要配慮者（災害時要援護者）への避難支援や、福祉避難所の充実に向けた取り組みを進めます。

【現状と課題】

○ 阪神･淡路大震災を経験し、またその後の東日本大震災をはじめ各地の大規模災害を教訓として、災害時における高齢者、障がい者、難病患者など要配慮者（災害時要援護者）の安否確認や避難誘導などの支援活動、さらにその後の避難所生活などにおいて、日頃の地域のつながりと支え合いの大切さを改めて知ることとなりました。

○ 尼崎市ではこれまでに「尼崎市地域防災計画」の主に要配慮者（災害時要援護者）への対策･対応を踏まえ、要配慮者（災害時要援護者）支援の全体的な方向性を示した「災害時要援護者支援マニュアル（平成 21 年 10 月）」を策定しました。

○ 平成 24 年 6 月に市社会福祉協議会との間で地震、津波等による被害が発生した場合における災害ボランティアセンターの設置及びボランティアによる被災者支援活動の円滑な実施のために協定を締結しました。

○ 平成 26 年 10 月には、被災等により市社会福祉協議会本部での災害時ボランティアセンター設置が困難である場合などに、コープこうべ協同購入センター尼崎を活動場所として提供し活動することなどを内容とした協定を、市、生活協同組合コープこうべ、市社会福祉協議会の三者で締結しました。

○ こうした取り組みを経て、平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法や地域団体、当事者等で構成する災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえ、平成 28 年に行政が行う「公助」とともに避難行動要援護者の「自助」及び地域や住民による「共助」を基本として「災害時要援護者支援マニュアル」を見直し「（仮称）尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」（以下「指針」という。）の策定を進めています。今後、指針をもとに地域での要支援者の避難支援の仕組みづくりを進めていく必要があります。

○ また、市内の特別養護老人ホーム等の協力を得て、指定避難場所での生活が難しい高齢者、障がい者その他特に配慮を要する人を受け入れる福祉避難所として指定し体制の充実を進めており、福祉避難所のさらなる確保と周知が必要です。

【これからの取り組み・方向性】

○ 引き続き、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて普段からの顔の見える関係づくりや、避難支援を通じた地域づくりの大切さを知ってもらうための啓発を行います。

○ 指針をもとに平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段･伝達体制の整備及び避難誘導等の避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うための支援体制について市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備します。

○ 引き続き、社会福祉施設等に福祉避難所の設置等についての協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努めていきます。

○ また、福祉避難所において要配慮者（災害時要援護者）が安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえて、運営マニュアル等の作成を進めます。

災害時要援護者支援連絡会

地域の団体	当事者団体	事業者	公的機関	行　政
○社会福祉協議会 ○民生児童委員協議会連合会 ○老人クラブ連合会 ○PTA連合会 ○NPO	○身体障害者連盟福祉協会 ○尼崎市内障害者関連団体連絡会 ○心身障害児（者）父母連合会 ○あまかれん ○難病団体連絡協議会 ○兵庫県LD親の会たつの子	○居宅介護支援事業者連絡会 ○障害者相談支援事業所 ○地域包括支援センター ○特別養護老人ホーム施設長会	○警察署	○危機管理安全局 ○健康福祉局 ○市民協働局 ○教育委員会 ○消防局 事務局（危機管理安全局）（健康福祉局）

【災害時要援護者支援連絡会の目的】

災害が発生したときに援護を必要とする者に対して、行政等と地域が連携して迅速かつ的確に避難支援活動等を行う事を目的として、意見交換及び課題解決に向けた検討を行います。

Pickup 地域防災力の向上

◇　地域防災力向上事業など

地域防災力向上のため、地域防災マップ作りのアドバイザー派遣、まち歩きの実施等を行う「地域における防災力向上事業」を実施し、地域防災マップづくりなどの地域活動を支援しています。

こうした取り組みにより、各地域の自主防災会において実際にまちを歩いて、災害時に役立つ施設、危険な場所等を調査し、避難ルートを確認した上で、地図上に表示した地域防災マップの作成を進めており、平成 29 年 1 月現在 39 の自主防災会が地域防災マップを作成しています。

また、様々な手法で災害時の情報発信、平常時からの防災情報等の発信など様々な取り組みを行っています。

◇　社会福祉施設との福祉避難所の協定

施設名称
特別養護老人ホーム喜楽苑
特別養護老人ホームけま喜楽苑
特別養護老人ホーム園田苑
特別養護老人ホーム春日苑
特別養護老人ホームサンホーム大庄西
特別養護老人ホームサンホームあまがさき
特別養護老人ホームロータス･ガーデン
特別養護老人ホームアマルネス･ガーデン
特別養護老人ホームほがらか苑
特別養護老人ホーム博寿苑
特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里
特別養護老人ホーム立花あまの里
特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘
特別養護老人ホームゆめパラティース
総合老人福祉センター
長安寮
身体障害者福祉センター
たじかの園
あこや学園
身体障害者デイサービスセンター

災害時において、一般の指定避難所での生活が難しい高齢者、障がい者その他特に配慮を要する方を受け入れる福祉避難所として、尼崎市内の特別養護老人ホーム 14 施設の協力のもと、平成 28 年 7 月 6 日に福祉避難所として指定し「福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。

これにより、市関連の 6 施設と合わせて 20 施設となり、受入可能人員が大幅に増加しました。

(5) 安全・安心に暮らせる環境整備

誰もが安全・安心に暮らしやすく、社会参加しやすいまち、住みたい、住み続けたいと思えるまちをつくるために、防犯活動等の取り組みやユニバーサルデザイン、バリアフリーの観点からの環境整備を進めます。

【現状と課題】

○ 消費生活相談のうち、60 歳以上からの相談が全体の約 4 割を占め、また、インターネットを介在した詐欺的な被害の相談が多いなど、その手口もますます巧妙になっています。今後、認知症など判断能力の低下した高齢者が増加していく中で、被害の拡大が懸念され、その防止が必要とされています。

○ また、平成 25 年度の「ひったくり撲滅宣言」以降、自主防犯パトロールなどの街頭犯罪防止に向けた事業等に取り組んだ結果、ひったくりの件数は大幅に減少していますが、その他街頭犯罪を減らすため、今後もさらに取り組みを進めていくことが必要です。

○ ユニバーサルデザイン、バリアフリーの観点により、高齢者、障がい者、子ども、妊産婦など誰もが安心して暮らせる都市空間の整備が必要とされる中で、分譲マンションの共用部分のバリアフリー化の助成、計画的な市営住宅建て替え時のバリアフリー化を進めています。

○ そのほか、放置自転車の対策や、災害に強いまちづくりを計画的に進めており、引き続き、こうした安全･安心な環境の整備が必要です。

○ 子どもの見守りやひったくり防止、高齢者等の消費者被害の防止を進める地域の防犯活動や住宅、住環境を整備することで、誰もが安全、安心に暮らしやすく、社会参加しやすいまちの実現につながるとともに、住みたい、住み続けたいと思える、まちのイメージアップにも大きく貢献します。

【これからの取り組み・方向性】

○ インターネット被害などの新たな手口や被害について、高齢者等の見守り活動とも連携するなど、子どもから高齢者までの様々な世代に向けた消費者教育や啓発活動を行います。

○ 防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指して、普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動等の取り組みを進めます。

○ ひったくりだけでなく、その他の街頭犯罪防止や安全･安心を確保する観点から、防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進めます。

○ 引き続き、快適に安心して住み続けられる住宅･住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが暮らしやすい環境整備に取り組みます。

◇　尼崎ウォーキングパトロール隊

市民が普段行っているウォーキングや愛犬の散歩の際に地域の見守りの目として、「尼崎ウォーキングパトロール隊」を結成し、それぞれの隊員が、自身のライフサイクルに合わせて、地域の安全・安心のため、地域防犯力の密度を高めるためのパトロール活動に取り組んでいます。

「尼崎ウォーキングパトロール隊」では、twitter（ツイッター）を利用した情報発信による隊の情報共有の強化や、普段着等で隊員が気軽に活動できる環境作りを行い、更なる地域での防犯活動の活性化を図っていきます。

◇　放置自転車対策

（阪急園田駅周辺での撤去風景）

歩道上に放置自転車があることによって、車いすが安全に通行できないといった問題や、点字誘導ブロック上の放置自転車が原因で、視覚障がい者の方がつまずいたり転倒事故につながるといった問題があります。それ以外にも、防災、防犯など様々な問題を引き起こします。

こうした問題を克服するために、これまでも地元団体、鉄道事業者、警察署及び近隣商業施設等と協力しながら、放置自転車対策を行い、平成 27 年 10 月には前年度比で 876 台減少し 1,169 台と、過去最低の放置自転車数を記録しています。

引き続き、放置自転車対策を進めることにより、誰もが安全・安心に暮らせる環境整備を行っています。

◇　尼崎市自主防犯パトロール（青パト）

警察署の実施する防犯講習を受講した団体が、青色回転灯を装着した実施車両に乗車し、青色回転灯を点灯しながら、また、広報装置のある車両については、啓発放送を流しながら、パトロールを行っています。

この事業は、尼崎市内における災害、犯罪及び事故から、市民の安全を確保し、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進することを目的に実施しています。